

小笠原諸島に行かれる方へのお願い

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のために

- 小笠原村は**、「おがさわら丸」だけが本土と結ぶ移動の足です。
- 小笠原村内においても、新型コロナウイルス感染症患者が発生しておりますが、村内には感染症指定医療機関はなく、入院治療はできません。
- 村内で**陽性患者**と診断された場合は、感染症法による行動制限となり、7日間（※）の療養が終了するまで「おがさわら丸」に乗船することはできません。※無症状の場合は最短5日間（要検査）
- 療養期間中は一時滞在施設もしくは宿泊先の宿に滞在し、保健所の指示に従っていただくこととなりますが、一時滞在施設の室数には限度があります。
- 満室により宿泊先での療養となった場合は、宿泊料は延泊分も含めて自費となります。

乗船前PCR検査が陰性であっても、発熱・咽頭痛・咳・倦怠感等の体調不良がある場合は、渡航をご遠慮いただくようお願いいたします。

村内で発熱や咽頭痛など新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が現れた場合は、必ずあらかじめ診療所に連絡の上、受診してください。

小笠原村診療所（父島）	04998-2-3800
母島診療所	04998-3-2115

小笠原諸島に行かれる方お一人お一人が、**手洗い**と**咳エチケット**を徹底し、村内での感染拡大を防ぐことが重要です。

感染拡大防止にご協力いただきますようお願いいたします。

東京都島しょ保健所 小笠原出張所（平日・日中）04998-2-2951